



飼養衛生 ポータル

簡易マニュアル

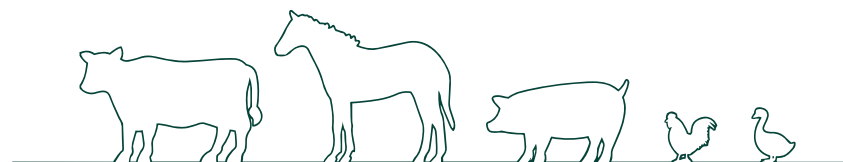
生産者編

2024年12月17日



目次

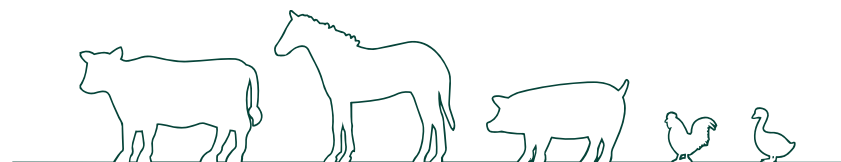
1. はじめに			
1.1 ご利用の前に		P.3	
1.2 システムの概要		P.4	
1.3 用語集		P.8	
1.4 動作環境・稼働時間		P.9	
2. 画面操作／表示			
2.1 ホーム画面／メニュー画面		P.11	
2.2 お知らせ一覧		P.12	
2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録		P.13	
3. 飼養衛生ポータル操作説明			
3.1 農場台帳(新規登録)		P.16	
3.1.1 農場台帳の登録		P.17	
3.2 農場台帳(参照・修正)		P.19	
3.2.1 農場台帳の参照		P.20	
3.2.2 農場台帳の修正		P.21	
3.3 定期報告		P.23	
3.3.1 定期報告の登録		P.24	
3.3.2 定期報告の参照		P.25	
3.3.3 定期報告の修正		P.26	
3.3.4 定期報告の過去データとの比較		P.27	
3.4 自己点検		P.33	
3.4.1 自己点検の登録		P.34	
3.4.2 自己点検の参照		P.35	
3.4.3 自己点検の修正		P.36	
3.4.4 自己点検の過去データとの比較		P.37	
3.5 任意自己点検		P.41	
3.5.1 任意自己点検の登録		P.42	
3.5.2 任意自己点検の参照		P.44	
3.5.3 任意自己点検の修正		P.45	
3.5.4 任意自己点検の過去データとの比較		P.46	
3.6 改善報告		P.48	
3.6.1 改善報告の登録		P.49	
3.7 飼養衛生管理点検		P.52	
3.7.1 飼養衛生管理点検メニューから点検データを参照する		P.53	
3.7.2 飼養衛生管理点検メニューからグラフを参照する		P.54	
3.7.3 飼養衛生管理点検メニューから改善報告を参照する		P.55	
4. 商標について			
4.1 商標について		P.57	



はじめに

- ✓ 飼養衛生ポータルの概要について説明します。

1.1	ご利用の前に		P.3
1.2	システムの概要		P.4
1.3	用語集		P.8
1.4	動作環境・稼働時間		P.9



1.1 ご利用の前に

(1) ご利用上の注意

- 飼養衛生ポータルをご利用いただくには、事前に「農林水産省 共通申請サービス(eMAFF)」(これ以降、「共通申請サービス」と表記します。)の申請者用ログインIDが必要です。
詳細は共通申請サービスの操作マニュアルのご確認もしくは共通申請サービスのコールセンターへお問い合わせください。
- 飼養衛生ポータルの利用料は無料ですが、ご利用時にかかる通信料はお客様のご負担となります。
- 本書の内容は、予告なく変更されることがあります。

(2) 記号・アイコンの説明

本書で使われている記号について説明します。

記号	説明
	システムを利用するうえで、特に注意が必要な説明です。
	説明文についての補足情報です。
『 』	参照先タイトルを示しています。
「 」	強調したい言葉を示しています。
【 】	操作ボタンや画面名、メニュー名など画面に合わせた表記を【 】で囲んで記載しています。

1.2 システムの概要

飼養衛生ポータルとは、これまで紙に記入し提出していた定期報告や自己点検などを、端末(スマートフォン・タブレット)からいつでもオンラインで提出できるアプリケーションです。

また、定期報告の項目を自主的に点検できる任意自己点検や、立入調査時に指摘された項目を改善したことを報告する改善報告を提出できます。

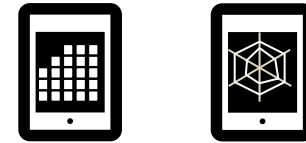
主に、以下のような特長があります。

いつでもすぐに提出ができる



農場台帳(農場情報)・定期報告・自己点検・任意自己点検・改善報告をすぐに提出できます。

農場情報の一元管理で過去データとの比較も簡単



各農場における報告や点検などの情報を一元管理でき、グラフやレーダーチャートで過去データと比較できます。

オフラインでも利用できる



お使いの端末に電波が届かない場所へのデータの持ち出しや入力など一部機能を利用できます。

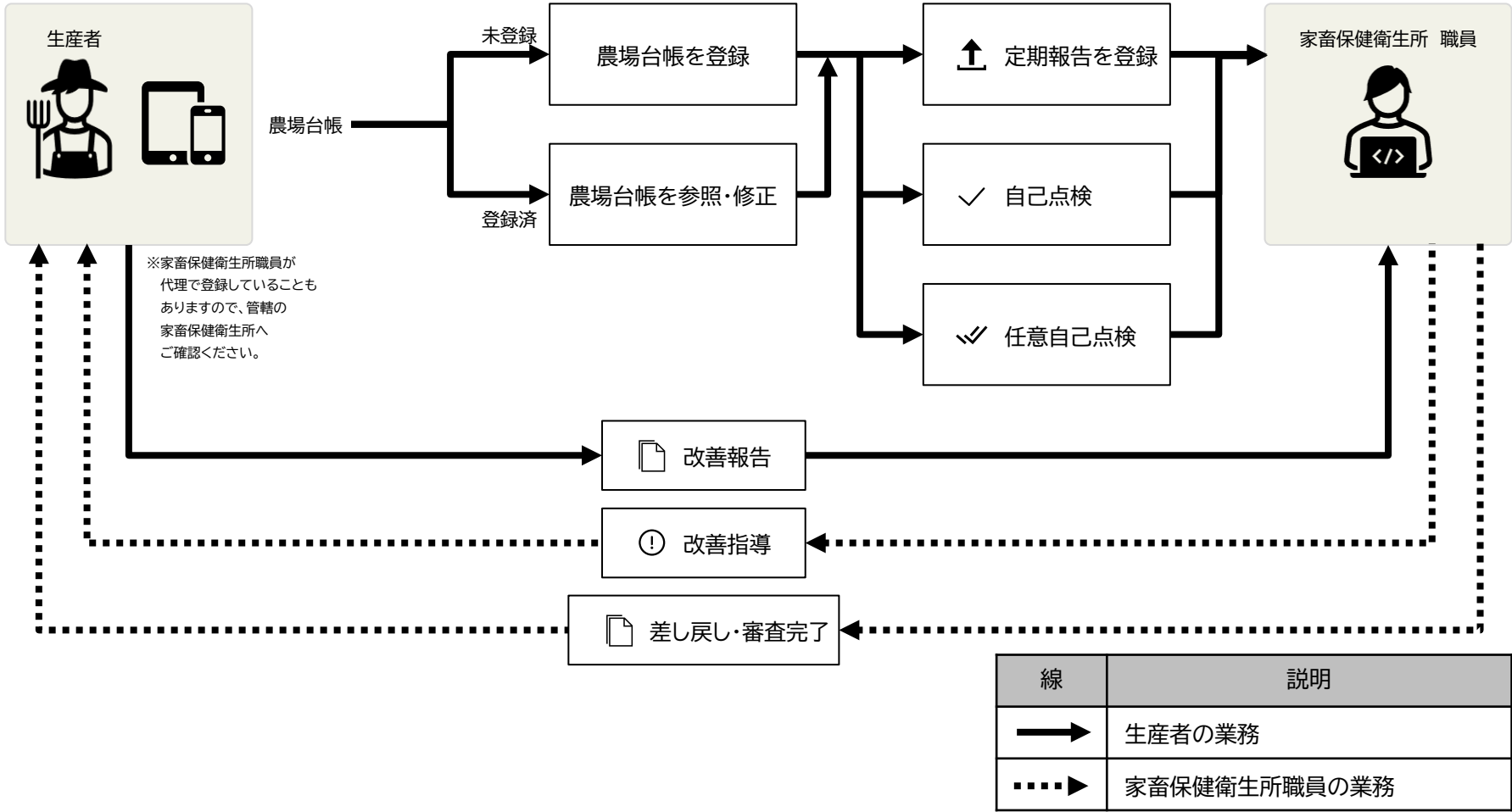
※オフラインでは、入力した内容を送信することはできません。

データの入力、修正確認の補助



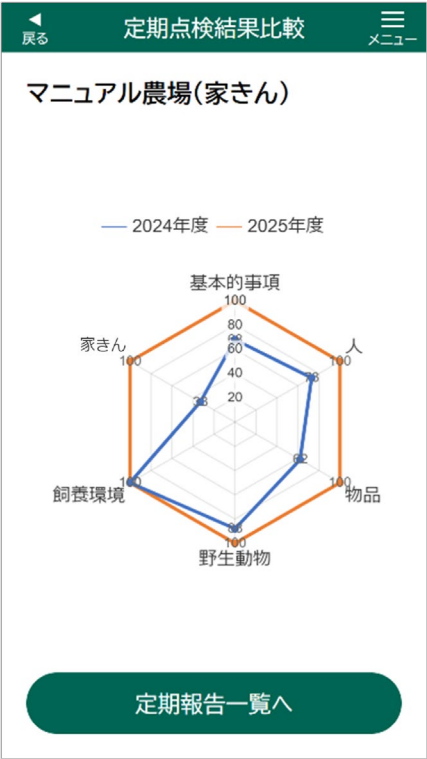
いままで紙に記入していた報告・点検データを本システムに入力する際、簡単にデータの入力、修正確認の補助が利用できます。

ご利用の端末から、農場台帳・定期報告・自己点検・任意自己点検・改善報告の登録、確認、修正などができます。

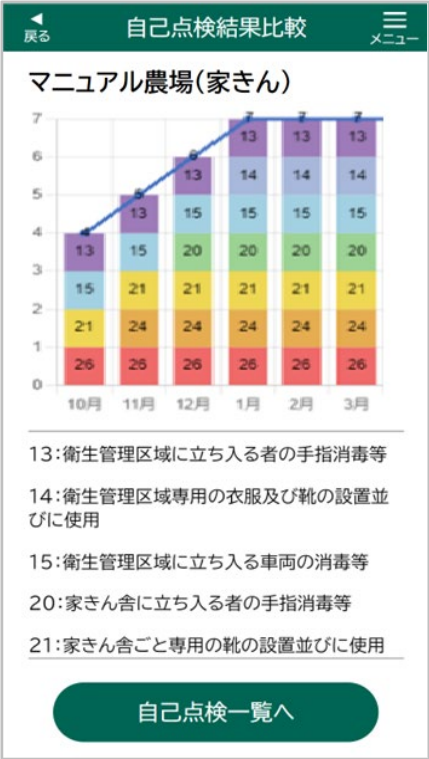


飼養衛生ポータルでは、レーダーチャートやグラフ表示で、過去データとの比較や現在の状態を視覚的に確認できます。

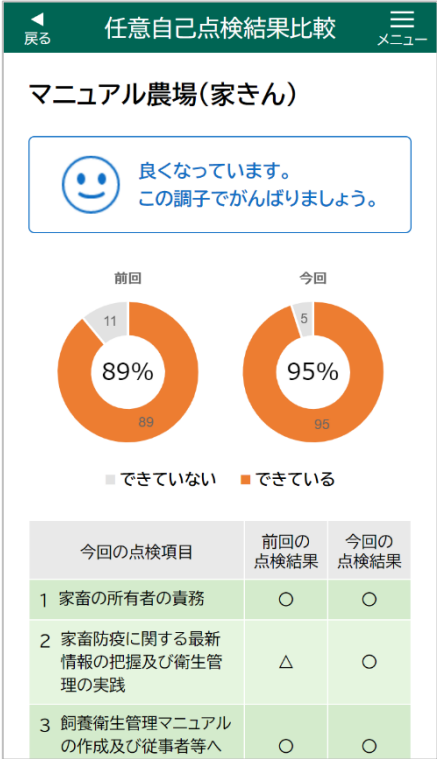
レーダーチャート表示例



積み上げ棒グラフ表示例



ドーナツグラフ表示例



飼養衛生ポータルは、オフラインでも利用できます。

農場の場所によっては、ご利用の端末に電波が届かない場合があります。

そのような場合でも、例えばデータの入力をオフラインで行い、入力した結果を端末の中に保存できます。

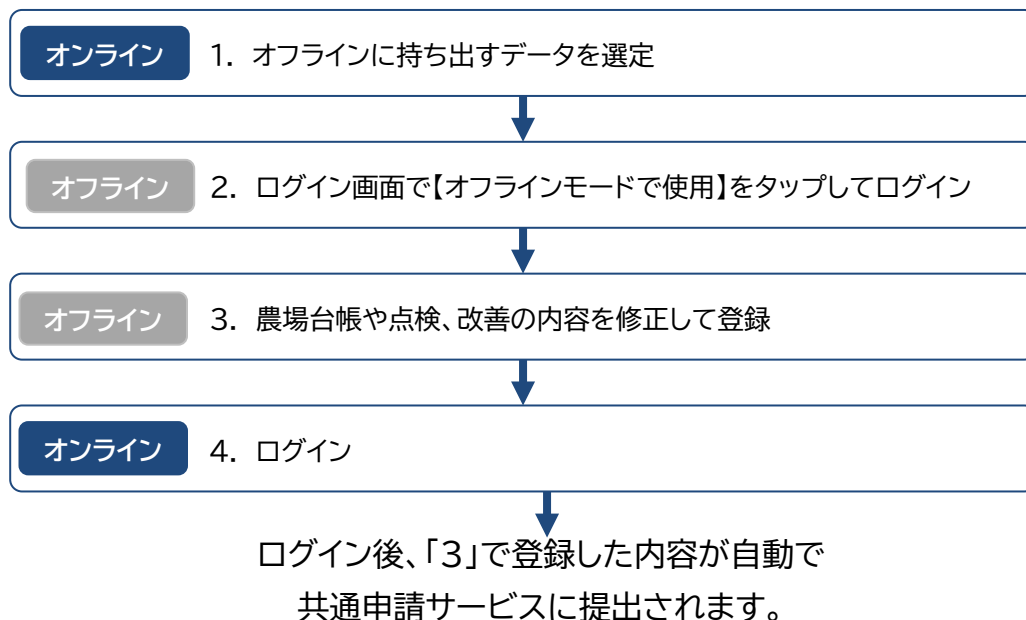
保存されたデータは、オンラインでログインすると共通申請サービスに提出できるようになります。

この機能を、「オフラインモード」と呼びます。

なお、立入調査などで、複数の農場に立ち入る際に、各経営体のデータを持ち出す必要があります。

ここでは、オフラインモードの概要について説明します。

オフラインモードご利用の流れ（例：オフラインで修正する場合）



i 補足

- ・「オフライン」とは、端末がインターネット回線につながっていない状態のことです。オフラインでは、データの入力はできますが、入力した内容を送信することはできません。
- ・一時保存されたデータはオフラインモードで参照及び修正ができます。
- ・各経営体のデータを持ち出す場合は、対象の経営体を指定し持ち出すデータを選定します。

※ 詳しい操作手順については、『操作手順書_生産者編』をご参照ください。

! 注意

- ・オフラインモードを使用中に登録したデータは、次回オンラインでのログインまで共通申請サービスに提出されませんのでご注意ください。
- ・オフラインに持ち出すデータの選定は、立入調査などで、農場に立ち入る前に、「オンライン」環境で実施する必要があります。
- ・「オンライン」とは、端末がインターネット回線につながっている状態のことです。オンラインでは、すべての機能を制限なく利用できます。

1.3 用語集

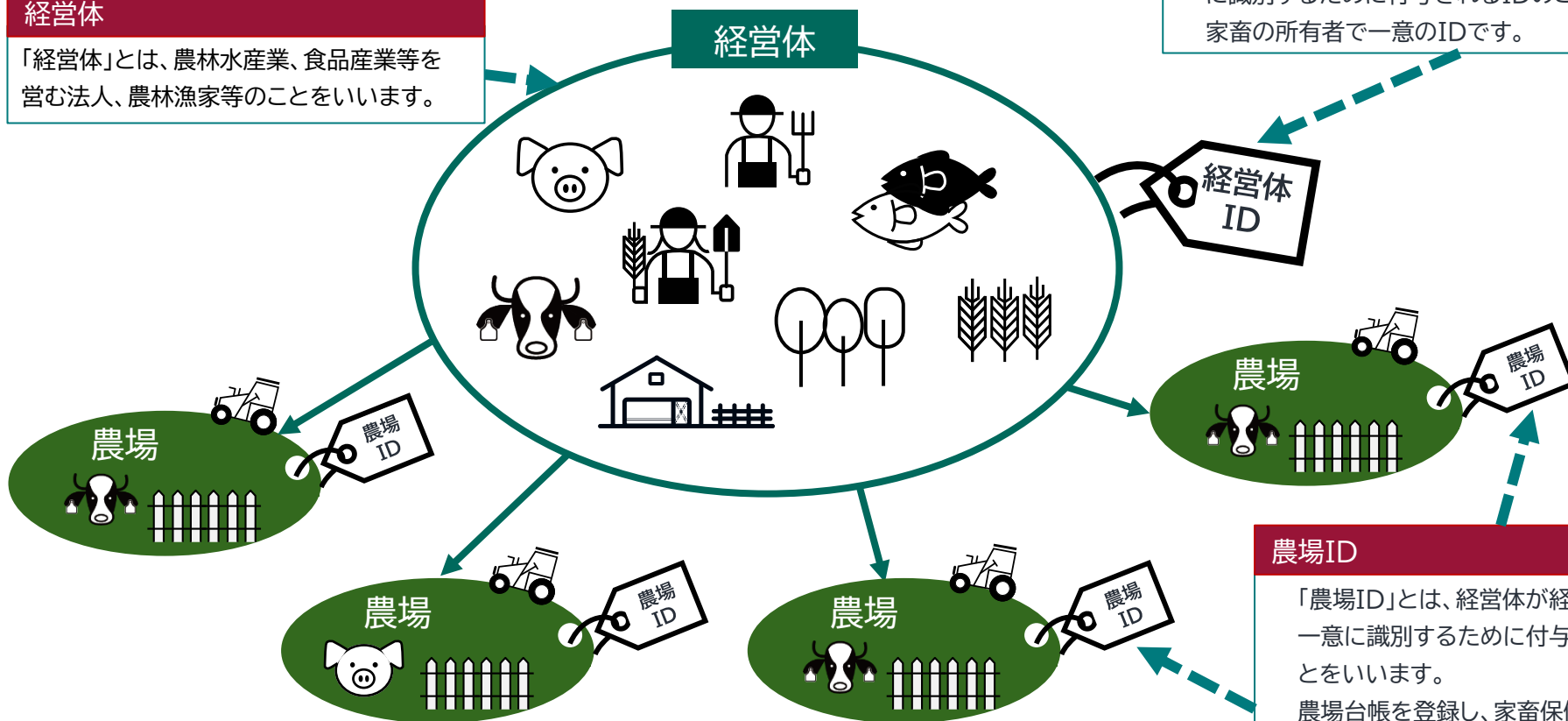
飼養衛生ポータルで使用する用語を説明します。

経営体

「経営体」とは、農林水産業、食品産業等を営む法人、農林漁家等のことをいいます。

経営体ID

「経営体ID」とは、共通申請サービスで経営体を一意に識別するために付与されるIDのことをいいます。家畜の所有者で一意的IDです。



農場ID

「農場ID」とは、経営体が経営する農場を一意に識別するために付与されるIDのことをいいます。

農場台帳を登録し、家畜保健衛生所が審査した後に付与されます。

また、複数の農場を登録すると、農場ごとに農場IDが付与されます。

1.4 動作環境・稼働時間

飼養衛生ポータルを利用できる各端末の動作環境は以下をご参照ください。

対象OS



iOS

バージョン11.3以上（2018年3月リリース）

Android

バージョン10以上（2019年1月リリース）

対象ブラウザ



Mobile Safari

バージョン11.1以上（2018年3月リリース）

Google Chrome

バージョン72以上（2019年1月リリース）

※2024年10月時点。サポート対象外になったバージョンは、動作保証対象外になります。

！ 注意

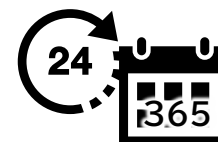
- 家畜保健衛生所からのご依頼をお知らせする通知がご利用の端末にプッシュ通知で届きます。
- プッシュ通知は最後にご利用の端末に届きます。
端末を複数の方で使われている場合や、1人の方がスマートフォンとタブレットのように複数端末をご利用の場合は、プッシュ通知を見逃す可能性があります。
見落とした場合でも、お知らせ画面のプッシュ履歴で確認することができます。
- iPhoneでプッシュ通知をご利用いただくには、iOS16.4以降（2023年3月頃以降）のバージョンをご利用ください。

飼養衛生ポータルを利用できる時間帯

メンテナンスの時間帯を除き、原則として24時間365日利用できます。

稼働時間

24時間 365日



アプリケーションのメンテナンス等でシステムを停止することがあります。
システムを停止する場合は、事前にお知らせいたします。
農林水産省からのお知らせの情報は、お知らせ画面からご確認いただけます。

2

画面操作／表示

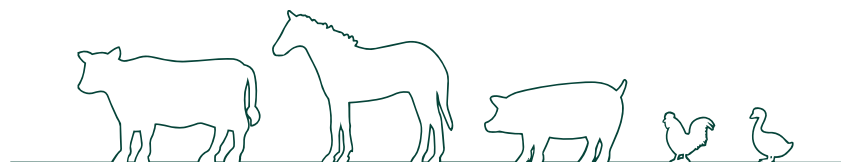


✓ 各画面共通の表示と操作について説明します。

2.1 ホーム画面／メニュー画面 …… P.11

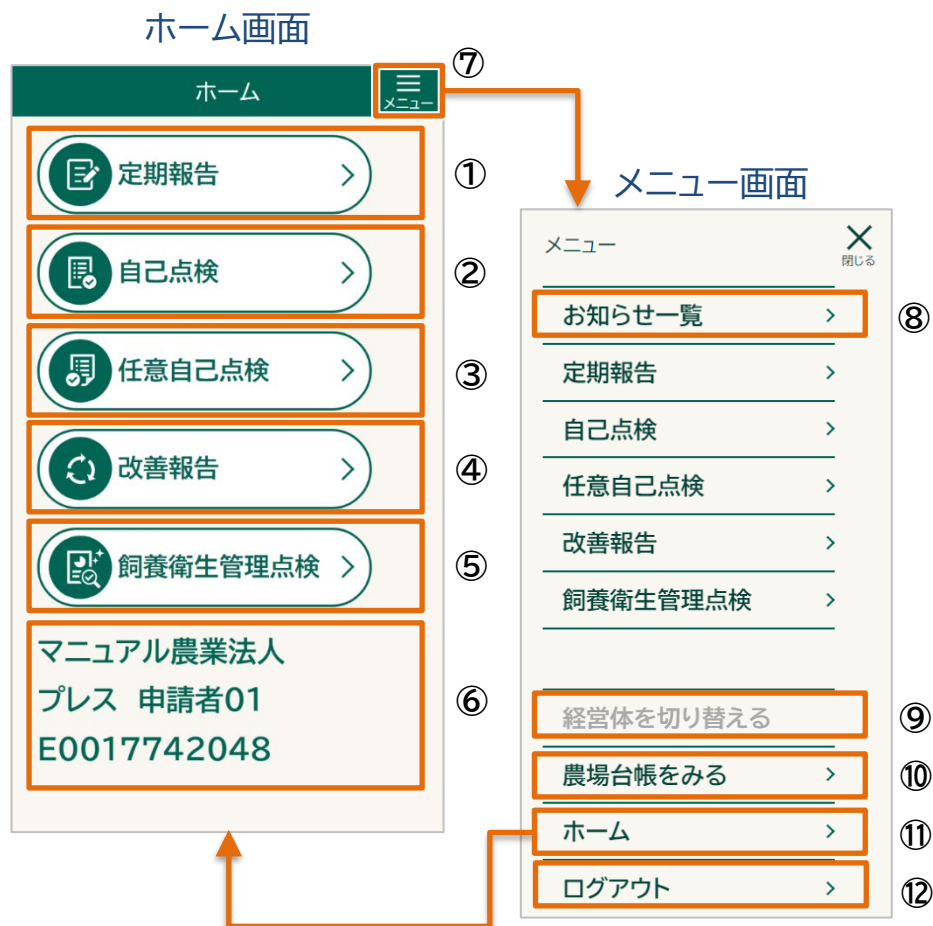
2.2 お知らせ一覧 …… P.12

2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録 …… P.13



2.1 ホーム画面／メニュー画面

飼養衛生ポータルでできることをホーム画面、メニュー画面でご紹介します。



No.	項目	説明
①	定期報告	定期報告の登録、修正、参照ができます。
②	自己点検	自己点検の登録、修正、参照ができます。
③	任意自己点検	任意自己点検の登録、修正、参照ができます。
④	改善報告	改善報告の登録、修正、参照ができます。
⑤	飼養衛生管理点検	点検結果や改善報告の参照ができます。
⑥	ユーザ情報	ログインしたユーザの、以下の情報が表示されます。 ・ 法人名/屋号 ・ 氏名 ・ 経営体ID
⑦	メニュー	メニュー画面に移動できます。
⑧	お知らせ一覧	お知らせ一覧とプッシュ履歴の参照ができます。
⑨	経営体を切り替える	ログインしたユーザの経営体を切り替えることができます。 複数の経営体に所属しているユーザのみタップできます。
⑩	農場台帳をみる	農場台帳の参照、修正ができます。 新規の農場台帳を登録できます。
⑪	ホーム	ホーム画面に移動できます。
⑫	ログアウト	飼養衛生ポータルからログアウトができます。

2.2 お知らせ一覧

【メニュー】画面の【お知らせ一覧】をタップすると、【お知らせ画面】が表示されます。

飼養衛生ポータルの更新情報など、農林水産省からののお知らせを確認する手順について説明します。

画面遷移



補足

- お知らせ一覧は、お知らせの日から180日間表示されます。
- 日付の横の【New】マークは、お知らせの日から14日間表示されます。

2.3 端末のホーム画面へのアイコン登録

飼養衛生ポータルアイコンを端末のホーム画面へ追加することで、ホーム画面からすぐにシステムにアクセスできるようになります。iOSとAndroidそれぞれの端末で、ホーム画面に追加する手順を説明します。



二次元バーコード	URL
	https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp

**注意**

ご利用の端末により、画面や一部の手順が異なります。ご不明な点は、各端末のメーカーや販売元の携帯電話会社へお問い合わせください。

● iOS端末でアイコンを追加する

1. カメラ機能を使用して、上記表の二次元バーコードを読み込んでください。
または、Safariを起動して、アドレスバーに上記表のURLを入力してください。
2. 画面の下の部分(ご利用の端末によっては、画面の上の部分)のメニューボタン()をタップしてください。
3. 表示されたメニューから【ホーム画面に追加】をタップしてください。
【ホーム画面に追加】画面が表示されます。
4. 【追加】をタップしてください。
アイコンが端末のホーム画面に追加されます。

● Android端末でアイコンを追加する

1. カメラ機能を使用して、上記表の二次元バーコードを読み込んでください。
または、Google Chromeを起動して、アドレスバーに上記表のURLを入力してください。
2. 画面右上のメニューボタン()をタップしてください。
3. 表示されたメニューから【アプリをインストール】をタップしてください。
【アプリをインストール】画面が表示されます。
4. 【インストール】をタップしてください。
インストールが終わると、アイコンが端末のホーム画面に追加されます。

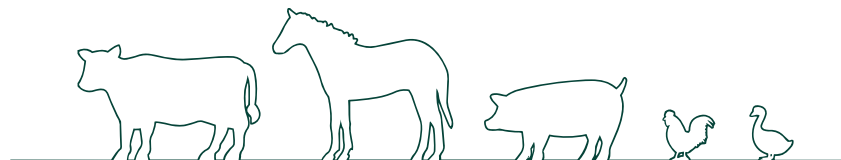
3

飼養衛生ポータルの操作説明



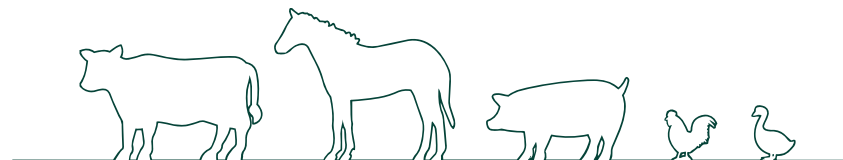
- ✓ 農場台帳、報告、点検の登録、参照、修正手順について説明します。
- ✓ 詳しい操作手順については、『操作手順書_生産者編』をご参照ください。

3.1 農場台帳（新規登録）	 P.16
3.2 農場台帳（参照・修正）	 P.19
3.3 定期報告	 P.23
3.4 自己点検	 P.33
3.5 任意自己点検	 P.41
3.6 改善報告	 P.48
3.7 飼養衛生管理点検	 P.52



操作説明

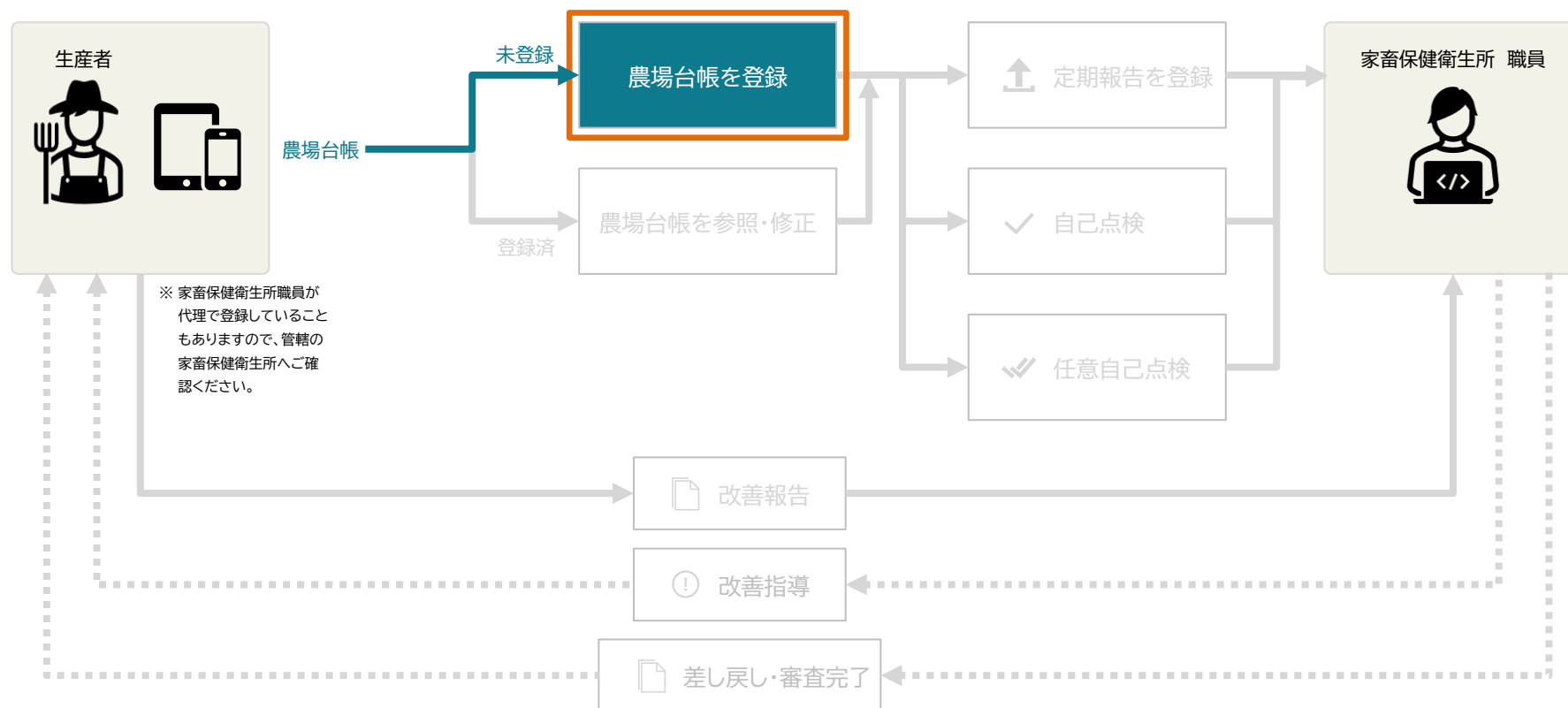
農場台帳



3.1 農場台帳(新規登録)

農場台帳とは、農場で飼養されている家畜の種類や頭数などの基本的な情報や家畜の導入元、出荷先、関係業者など、疾病発生時に確認する必要がある情報を登録するものです。

農場台帳が未登録の場合、農場台帳を新規登録する必要があります。



3.1.1 農場台帳の登録

新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



補足

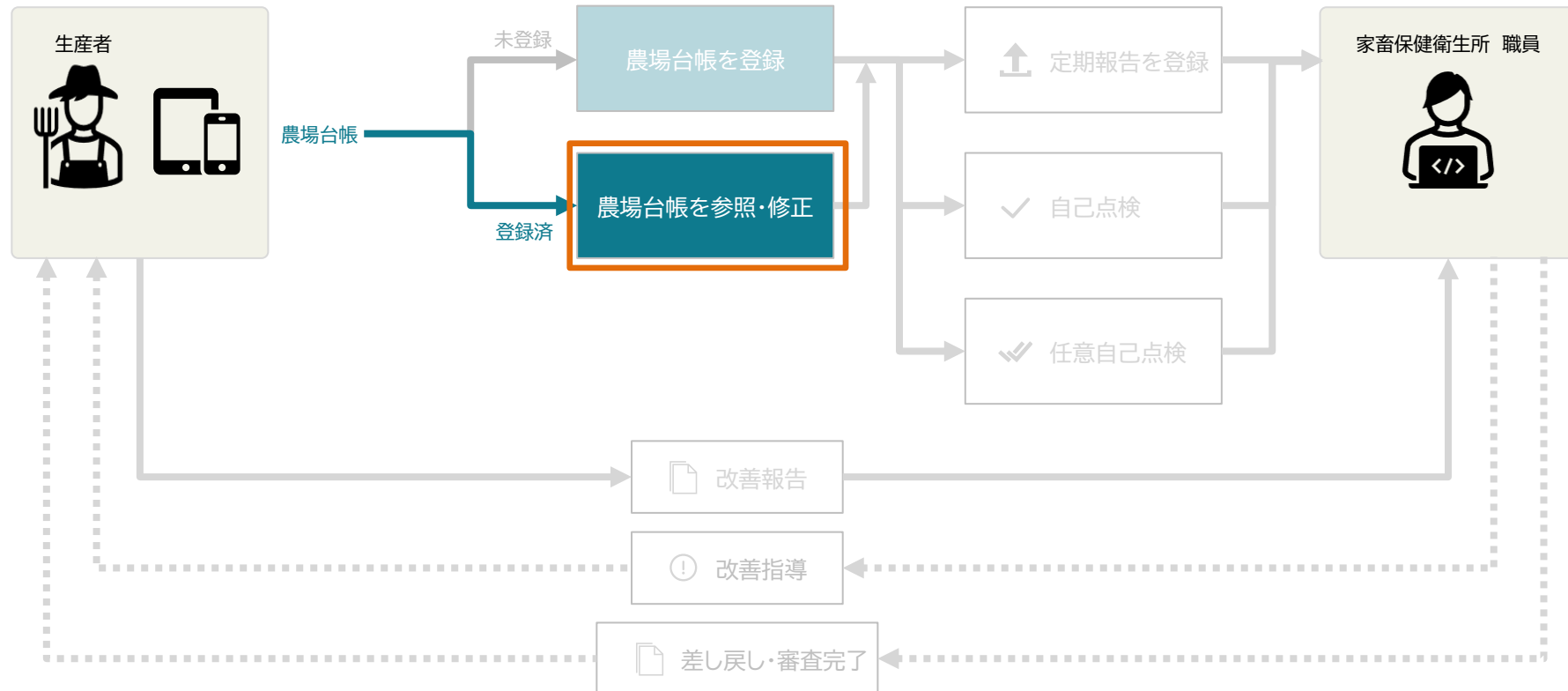
- 提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- 【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力/選択する項目
①	農場台帳の登録	・ 報告年度 ・ 報告年月日
②	基本情報	・ 経営体ID ・ 提出先都道府県 ・ 提出先の種別 ・ 提出先 ・ 管轄都道府県 ・ 管轄家保 ・ 畜種 ・ 畜種(詳細) ・ 農場名称 ・ 農場郵便番号 ・ 農場住所都道府県 ・ 農場住所市区町村郡 ・ 農場住所丁目番地等

3.2 農場台帳（参照・修正）

農場台帳が登録済みの場合、農場台帳の参照、または修正を行うことができます。



3.2.1 農場台帳の参照

登録済みの農場台帳を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



3.2.2 農場台帳の修正

登録済みの農場台帳を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。

画面遷移

ホーム

メニュー

農場台帳一覧

農場台帳の参照

農場台帳の修正

農場台帳
入力内容の確認

農場台帳の登録完了

ホーム



メニュー



- 定期報告
- 自己点検
- 任意自己点検
- 改善報告
- 飼養衛生管理点検

マニュアル農業法人
プレス 申請者01
E0017742048

- お知らせ一覧
- 定期報告
- 自己点検
- 任意自己点検
- 改善報告
- 飼養衛生管理点検
- 経営体を切り替える
- 農場台帳をみる
- ホーム
- ログアウト

【農場台帳をみる】を
タップします。

農場台帳一覧

農場台帳一覧

マニュアル農業法人
+ 農場台帳を新規登録する
オフラインでの作業対象を
選択する

報告年度
選択してください 取り込み

条件で絞り込む

すでに登録されている農場台帳一覧です。

報告年度を入力し、
【取り込み】をタップします。

マニュアル農業法人
+ 農場台帳を新規登録する
オフラインでの作業対象を
選択する

報告年度
2024 取り込み

条件で絞り込む

すでに登録されている農場台帳一覧です。

申請待ち
マニュアル農場(家さん)
神奈川県中央家畜保健衛生所
畜種: 家さん
経営体ID: E0017742048
農場ID:

修正したい農場台帳を
タップします。

農場台帳の参照

文書番号
農場台帳: 0001403000(申請待ち)
報告年度
2024
報告年月日
2024-04-01

基本情報 金17項目

経営体ID
E0017742048
提出先都道府県
神奈川県
提出者の情報

家畜保健衛生所: 内容を修正する

【内容を修正する】をタップ
します。

農場台帳の修正

本画面では、カテゴリの項目を
入力してください。完了したら画面下部の
「入力内容を確認する」ボタンをおしてください。

入力途中でも「一時保存」ボタンをおすことで
入力中の内容を保存することができます。

報告年度 2024
報告年月日 2024/04/01

入力内容を確認する

一時保存

【入力内容を確認する】を
タップします。

農場台帳 入力内容の確認

畜種
家さん
畜種(詳細)
ほろほろ馬
農場郵便番号
2430417
農場住所都道府県
神奈川県

内容を登録する

一時保存

修正箇所を確認3/3

最初 前へ 次へ 最後

【内容を登録する】を
タップします。

農場台帳の登録完了

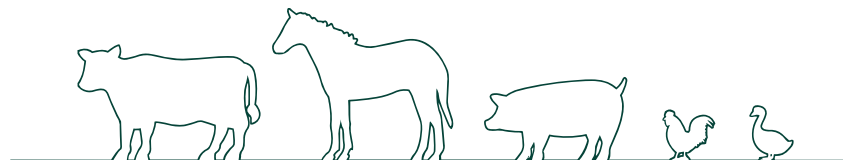
農場台帳の登録が
完了しました。

農場台帳一覧へ

農場台帳が修正されます。

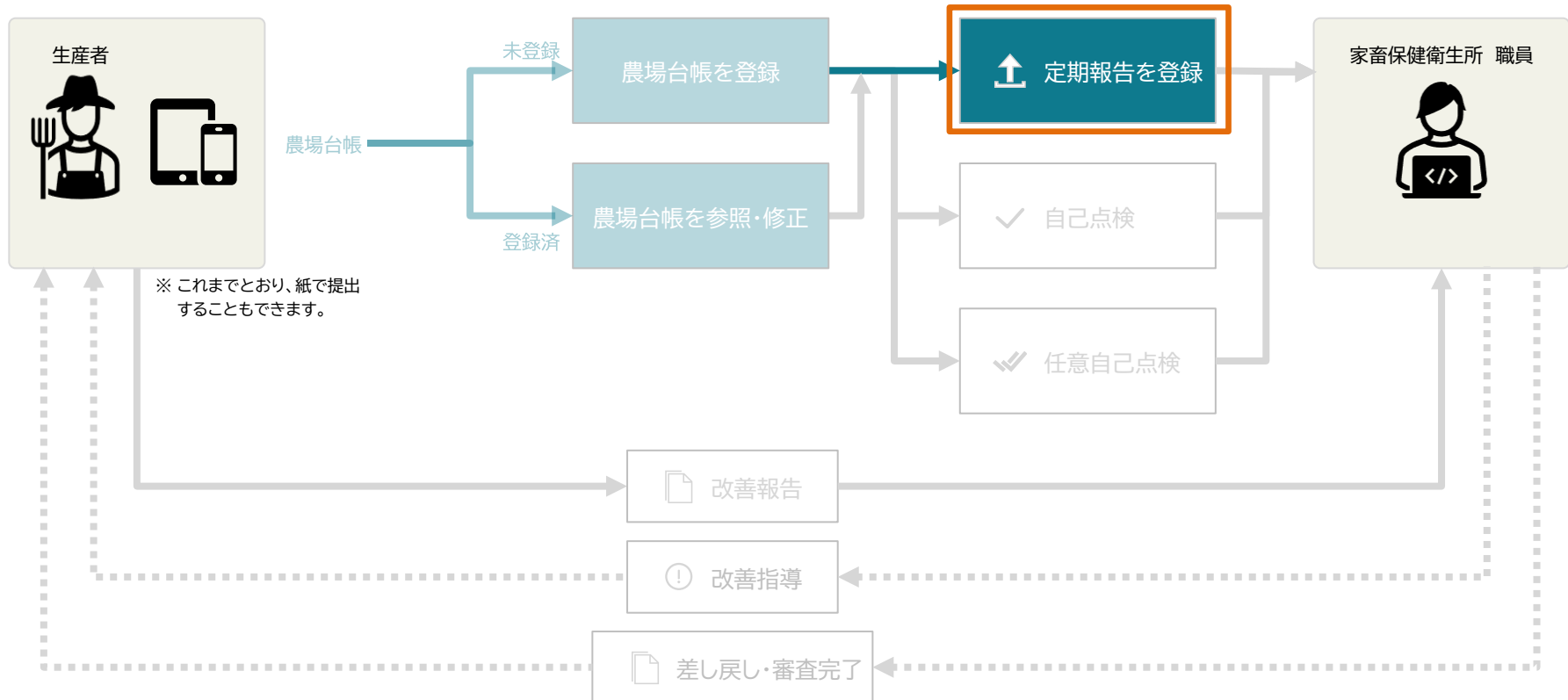
操作説明

定期報告



3.3 定期報告

定期報告の登録を行います。



3.3.1 定期報告の登録

定期報告では、農場ごとに2月1日 時点で飼養している家畜の頭羽数や飼養衛生管理者の情報等を報告します。
定期報告を新規に登録する際の画面は、次のように遷移します。

画面遷移



補足

- 提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- 【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。
- 【定期報告の登録】画面に表示される項目のうち、【必須】マークのところはもれなく入力してください。
- 【定期報告の登録】画面の入力項目のうち、「基本情報」、「家畜の所有者」、「飼養衛生管理者情報」は、農場台帳の「基本情報」、「家畜の所有者」、「飼養衛生管理者情報」に入力された内容が反映されています。

3.3.2 定期報告の参照

定期報告を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



3.3.3 定期報告の修正

登録済みの定期報告を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。

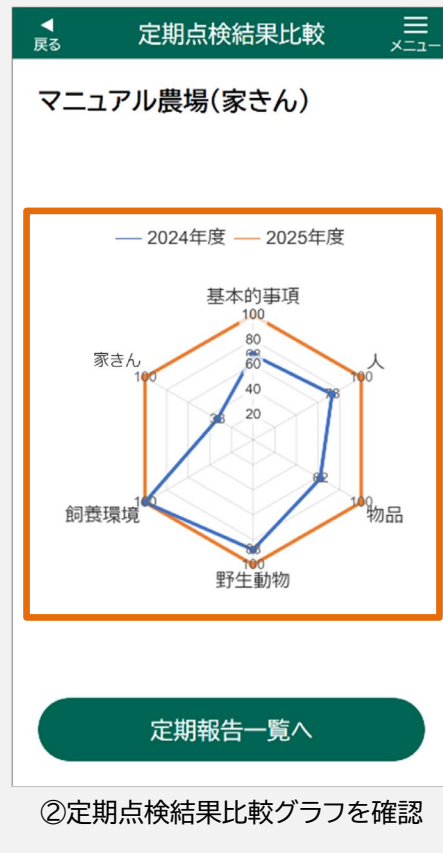
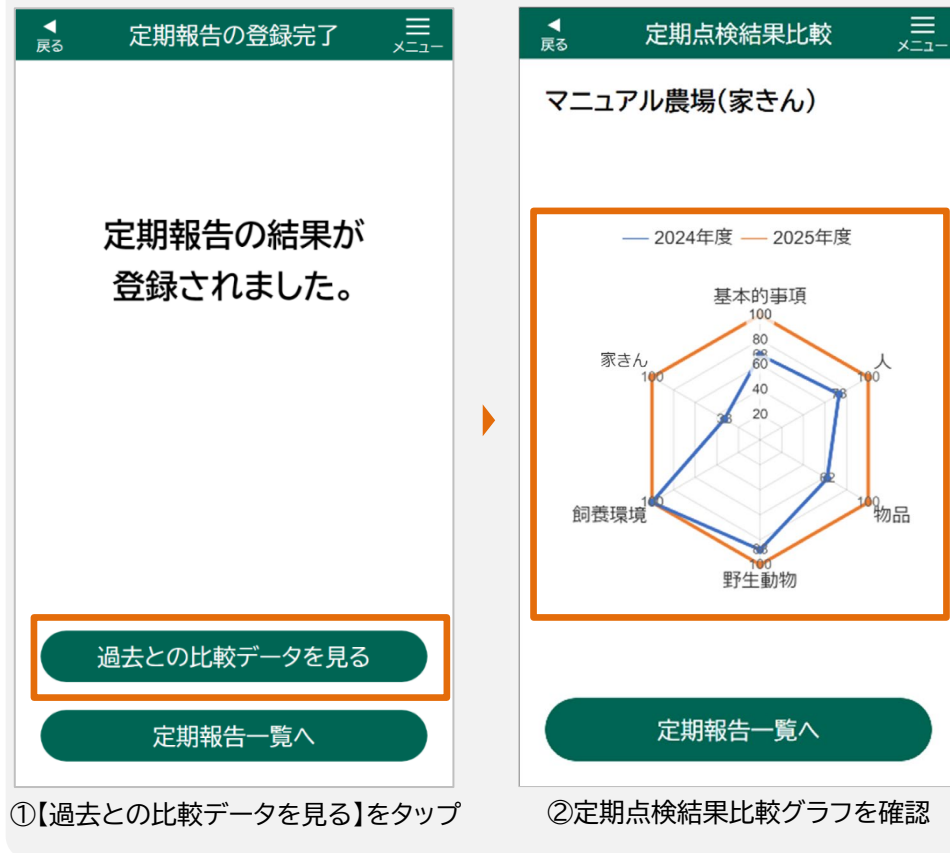
画面遷移



3.3.4 定期報告の過去データとの比較

【定期報告の登録完了】画面から、過去との比較データを見ることができます。

画面遷移



● 定期点検結果比較について

前年度と今年度の結果をレーダーチャートで比較することができます。レーダーチャートは、点検項目の各カテゴリの総項目数に対する「はい」の割合を、最高値を100として表示しています。

具体的な項目については、次ページ以降で説明します。

● 定期点検結果比較の項目 畜種(牛)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
①	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ～ 12 密飼いの防止
②	人	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ～ 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ～ 24 畜舎の入口における靴の交換または消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
③	物品	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ～ 21 安全な資材の利用
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	25 器具の定期的な清掃または消毒等 ～ 26 畜舎外での病原体による汚染防止 30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ～ 35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
④	野生動物	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 ～ 30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
⑤	飼養環境	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ～ 31 畜舎等施設の清掃及び消毒
⑥	家畜	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	22 家畜を導入する際の健康観察等
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 32 毎日の健康観察
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	36 家畜の出荷または移動時の健康観察 ～ 38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(豚)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
①	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ～ 12 密飼いの防止
②	人	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ～ 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ～ 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
③	物品	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ～ 22 安全な資材の利用
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 器具の定期的な清掃または消毒等 ～ 28 畜舎外での病原体による汚染防止 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	36 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ～ 37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
④	野生動物	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組 ～ 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
⑤	飼養環境	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ～ 33 畜舎等施設の清掃及び消毒
⑥	家畜	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	24 家畜を導入する際の健康観察等
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組 34 毎日の健康観察
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	38 家畜の出荷または移動時の健康観察 ～ 40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(家さん)

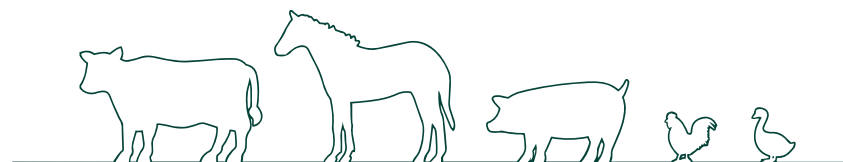
No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
①	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ～ 10 密飼いの防止
②	人	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ～ 14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	20 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等 ～ 21 家さん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
③	物品	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ～ 18 飲用水の給与
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	22 器具の定期的な清掃または消毒等 ～ 23 家さん舎外での病原体による汚染防止 27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	31 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ～ 32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
④	野生動物	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ～ 27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
⑤	飼養環境	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ～ 28 家さん舎等施設の清掃及び消毒
⑥	家さん	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	19 家さんを導入する際の健康観察等
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 29 毎日の健康観察
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	33 家さんの出荷または移動時の健康観察 ～ 35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

● 定期点検結果比較の項目 畜種(馬)

No.	グラフ項目	カテゴリ	項目
①	基本的事項	I 家畜防疫に関する基本的事項	1 家畜の所有者の責務 ～ 6 衛生管理区域の設定
②	人	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ～ 9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等 ～ 16 厩舎の入口における靴の交換または消毒
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
③	物品	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ～ 13 飲用水の給与
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	17 器具の定期的な清掃または消毒等 ～ 18 厩舎外での病原体による汚染防止
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	25 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ～ 26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
④	野生動物	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 ～ 21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
⑤	飼養環境	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ～ 22 厩舎等施設の清掃及び消毒
⑥	馬	II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	14 馬を導入する際の健康観察等
		III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 23 毎日の健康観察
		IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	27 馬の出荷または移動時の健康観察 ～ 28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

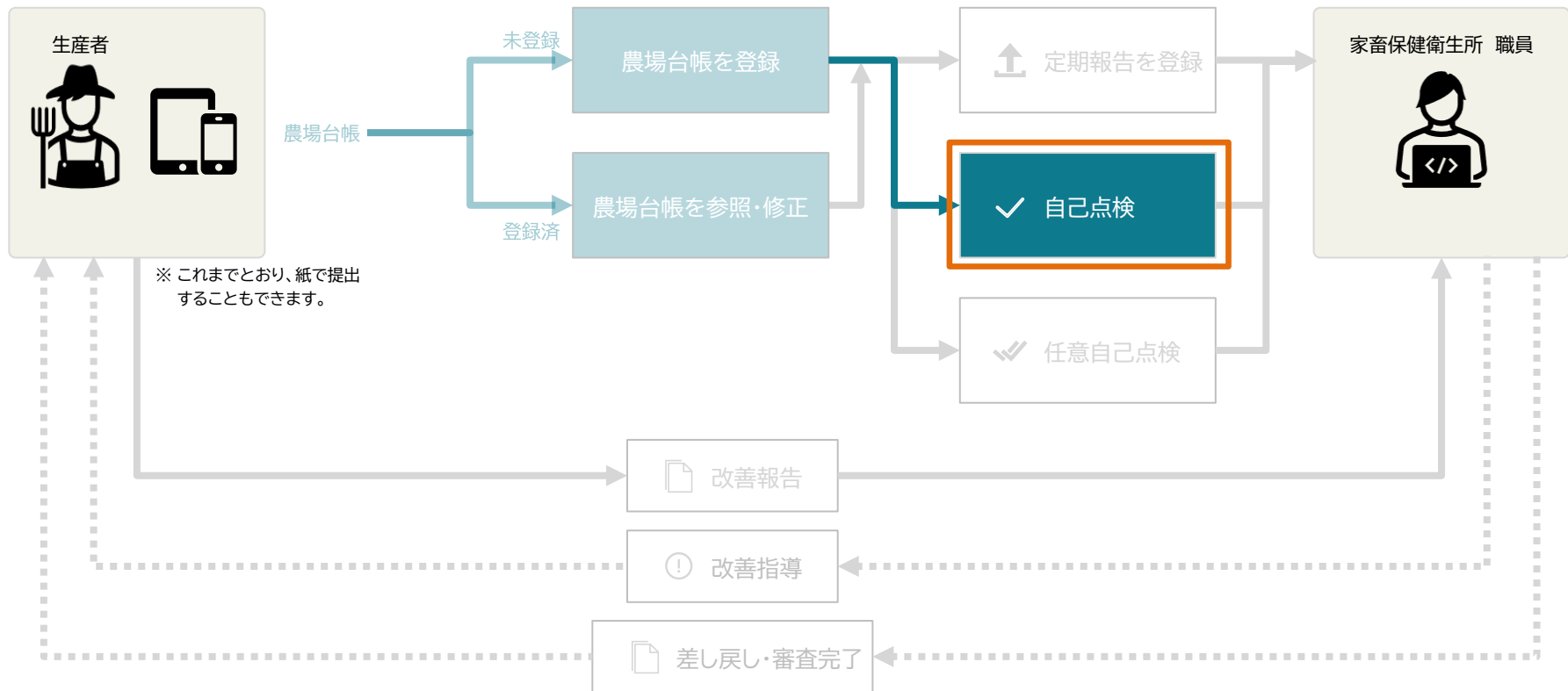
操作説明

自己点検



3.4 自己点検

自己点検の登録を行います。



3.4.1 自己点検の登録

畜種が豚の場合、四半期に1回の自己点検報告が必要です。畜種が家きんの場合、10月から5月の野鳥の飛来シーズンに毎月、自己点検報告が必要です。

ここでは、新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



補足

- 提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- 【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。
- 【自己点検の登録】画面に表示される項目は、すべて入力が必要となります。もれなく入力してください。

3.4.2 自己点検の参照

自己点検を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



3.4.3 自己点検の修正

登録済みの自己点検を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。

画面遷移



3.4.4 自己点検の過去データとの比較

【自己点検の登録完了】画面から、過去との比較データを見ることができます。

画面遷移

自己点検の結果が登録されました。

過去との比較データを見る

自己点検一覧へ

自己点検結果比較

マニュアル農場(家さん)



13:衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
14:衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
15:衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
20:家さん舎に立ち入る者の手指消毒等
21:家さん舎ごと専用の靴の設置並びに使用

自己点検一覧へ

①【過去との比較データを見る】をタップ

②自己点検結果比較グラフを確認

● 自己点検結果比較(積み上げ棒グラフ)について

過去の自己点検報告と最新の自己点検報告を積み上げ棒グラフで比較することができます。

積み上げ棒グラフは、対象カテゴリの点検項目の「はい」の総数を積み上げたものです。

具体的な項目については、次ページ以降で説明します。

● 自己点検結果比較の項目 畜種(豚)

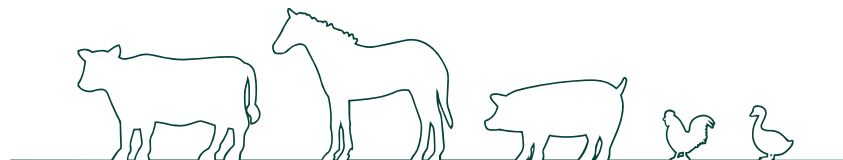
No.	カテゴリ	項目
①	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
②	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
		26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		28 畜舎外での病原体による汚染防止
		32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

● 自己点検結果比較の項目 畜種(家さん)

No.	カテゴリ	項目
①	Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止	13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
		15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
②	Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	20 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等
		21 家さん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
		24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
		26 ねずみ及び害虫の駆除

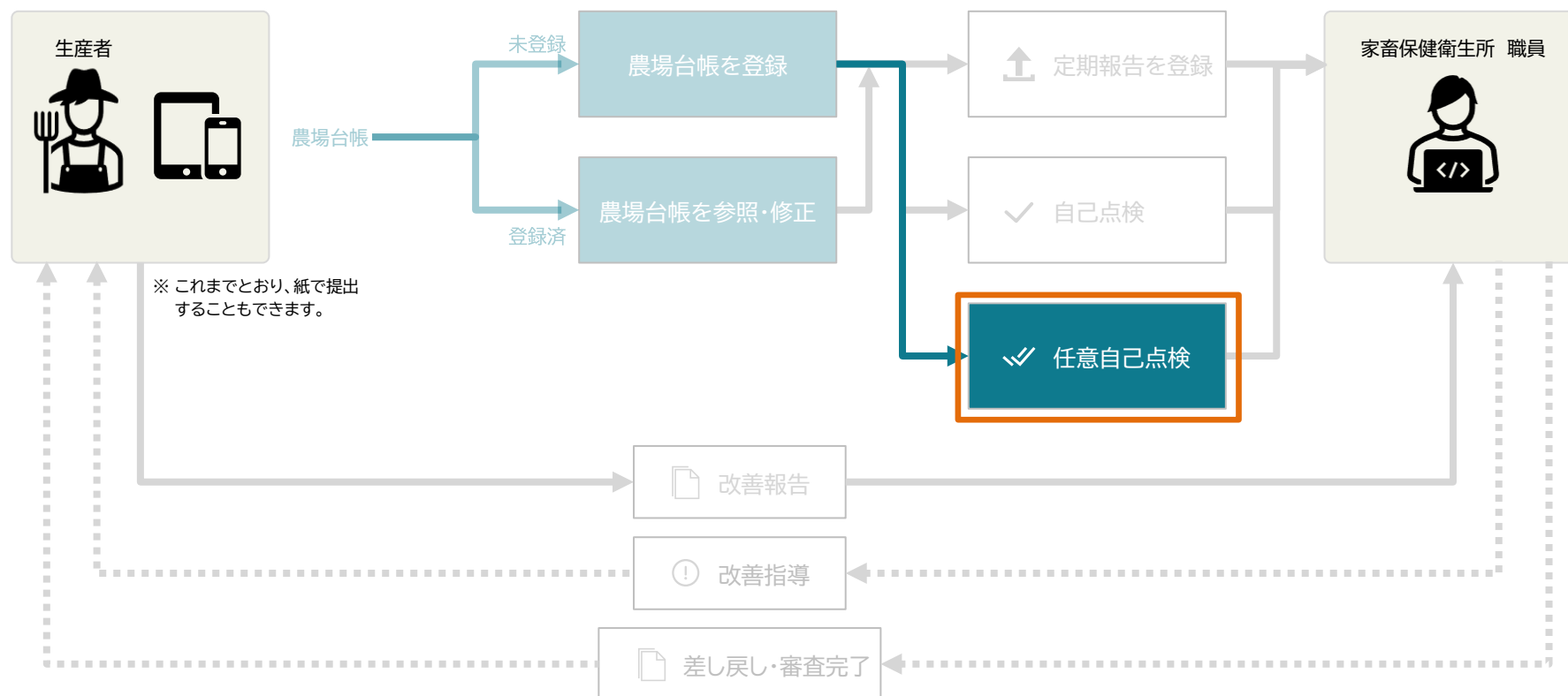
操作説明

任意自己点検



3.5 任意自己点検

任意自己点検の登録を行います。



3.5.1 任意自己点検の登録

任意自己点検とは、定期報告の任意の項目について、任意のタイミングで自己点検して報告することをいいます。

新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



i 補足

- 提出先を選択すると、設定した提出先の情報を自動で保存します。次回以降、保存された提出先の情報が入力された状態で表示されますので、新たに入力せずにご利用いただけます。
- 【提出先が1カ所の場合】を選択すると、【提出先が1カ所の場合】の選択と都道府県、提出先が自動で保存されます。次回以降、指定した提出先が登録画面に自動で反映されます。
- 【提出先が複数の場合】を選択すると、【提出先が複数の場合】の選択のみ自動で保存されます。次回以降、登録画面で提出先をその都度指定する必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力、選択する項目
①	報告年月日	報告年月日
②	基本情報	- 経営体ID - 農場ID - 提出先都道府県 - 提出先の種別 - 提出先 - 畜種 - 畜種(詳細)



補足

- 基本情報以外の任意の点検項目の入力を行います。
- 任意自己点検したカテゴリ内の各項目はすべて回答してください。

例えば、「35.特定症状以外の異常が確認された場合の出荷及び移動の停止」を実施した場合、カテゴリ内の①から④をすべて回答する必要があります。

3.5.2 任意自己点検の参照

任意自己点検を参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



3.5.3 任意自己点検の修正

登録済みの任意自己点検を修正する手順を、家畜保健衛生所から差し戻されたときの画面を参考に説明します。

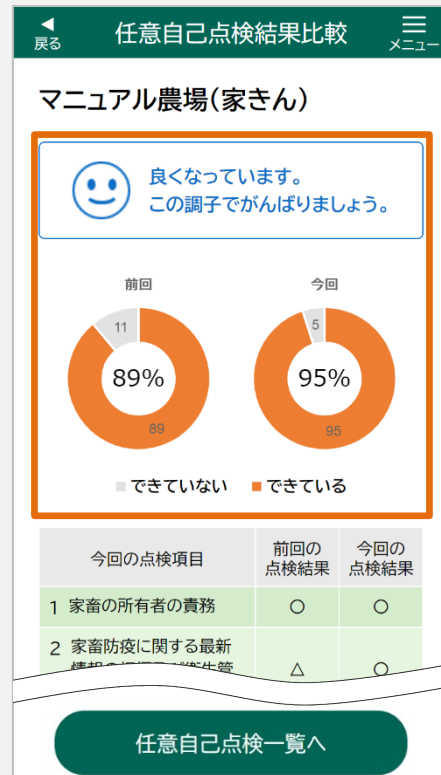
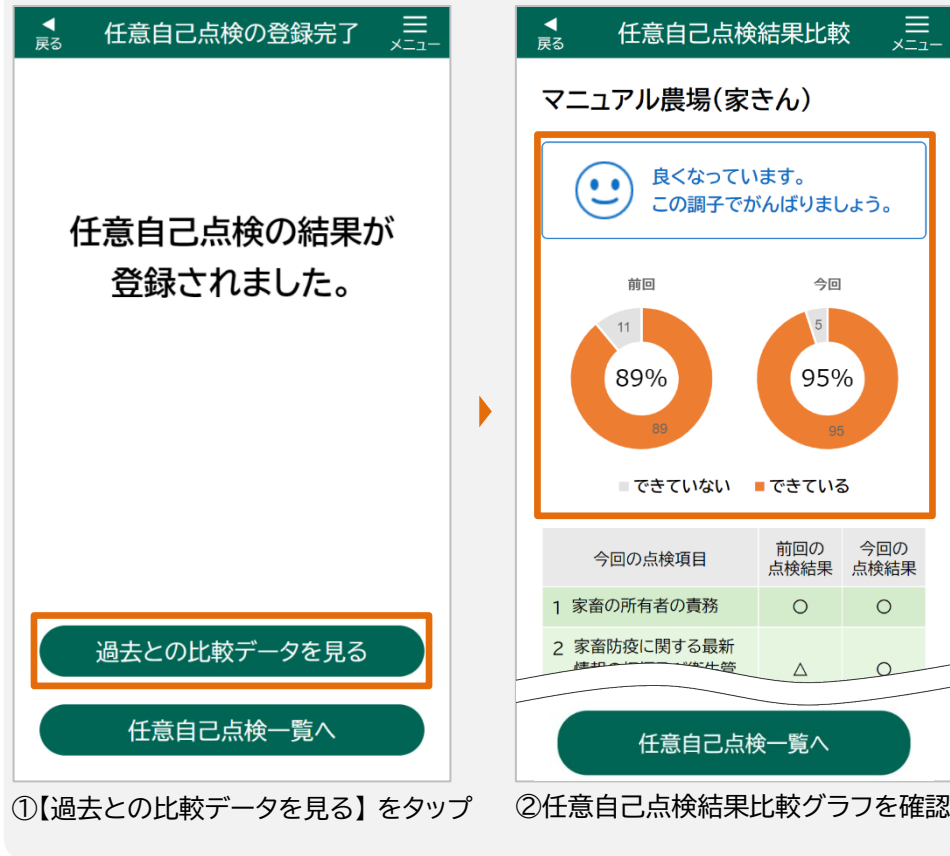
画面遷移



3.5.4 任意自己点検の過去データとの比較

【任意自己点検の登録完了】画面から、過去との比較データを見ることができます。

画面遷移



● 任意自己点検結果比較(ドーナツグラフ)について

任意自己点検情報の申請情報の点検項目に対する「はい」と「いいえ」の割合を前回の点検と今回の点検を比較してドーナツグラフに表示します。

i 補足

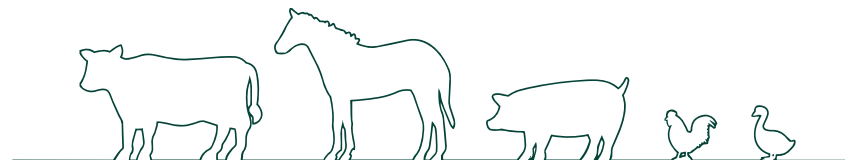
「前回の点検」には、直前に報告した定期報告・自己点検・任意自己点検の点検結果が表示されます。

以下の4段階で表示されます。

段階	表示	表示条件
1	この状態を維持しましょう！	今回点検した項目の遵守率が100%を継続した
2	良くなっています。この調子でがんばりましょう。	今回点検した項目の遵守状況が前回より上がった
3	できていない項目を確認しましょう。	今回点検した項目の遵守状況が前回と同じ
4	疾病の侵入リスクが高まっています。すぐに対策を！	今回点検した項目の遵守状況が前回より下がった

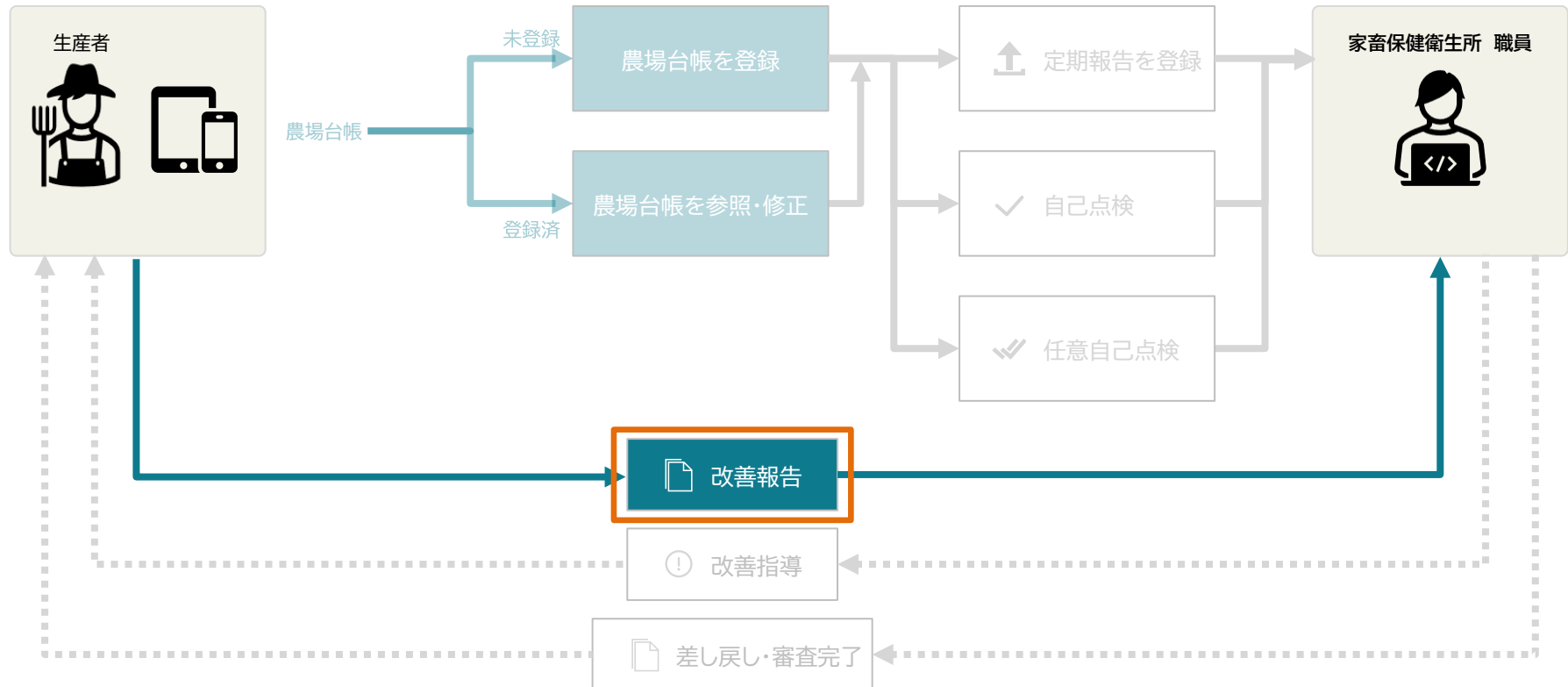
操作説明

改善報告



3.6 改善報告

改善報告とは、立入調査にて家畜防疫員により改善指導が必要な場合、指導された内容について、改善を実施し、報告することです。複数改善指導がある場合、改善を実施した指導に対してだけでも改善報告をすることができ、残りの改善報告については、実施した際に報告することもできます。



3.6.1 改善報告の登録

新規で登録する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

補足

立入調査にて家畜防疫員により指導が入った場合、改善報告の登録が必要です。指導が入った改善報告は、ステータスが【指導あり(要改善)】で【改善報告一覧】画面に表示されます。

もし、選択した年度にデータがないか、家畜防疫員からの指導がない場合は、【取り込み】をタップ後、「取り込み対象のデータが存在しません。」のメッセージが表示されます(データは表示されません)。

画面遷移



補足

改善指導が複数ある場合、一部のみ改善報告を登録することができます。

ただし、先に申請した改善報告が、家畜保健衛生所職員により、審査完了になるまで、残りの改善報告の登録はお待ちいただく必要があります。

必須の入力と選択項目は以下をご参照ください。

No.	情報カテゴリ	入力、選択する項目
①	改善報告の登録	報告年月日
②	基本情報	- 提出先都道府県 - 提出先

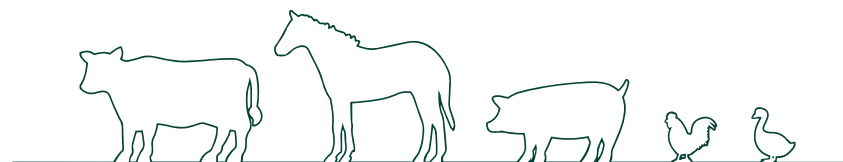
i

補足

報告年月日と基本情報以外に、家畜防疫員から受けた指導に対して改善をおこなった場合は、改善報告年月日と改善報告欄に改善状況を入力します。
必要に応じて改善場所の写真などファイルを添付することもできます。

操作説明

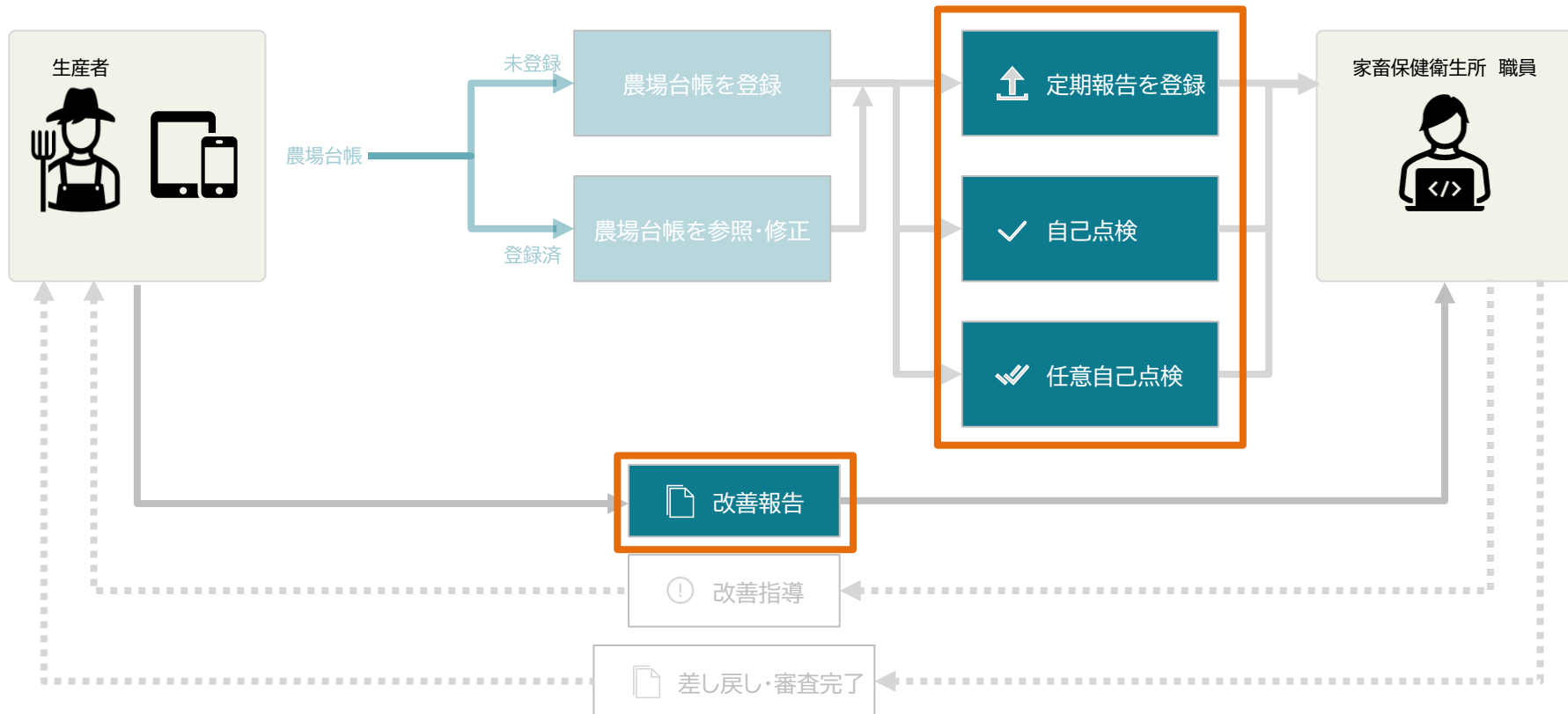
飼養衛生管理点検



3.7 飼養衛生管理点検

定期報告・自己点検・任意自己点検の報告内容や、立入調査の指導内容、改善報告内容を1つの画面で確認できます。

また、定期報告・自己点検・任意自己点検の、前回結果との比較グラフを表示することもできます。



3.7.1 飼養衛生管理点検メニューから点検データを参照する

飼養衛生管理点検にて、各種点検と報告を確認する手順を説明します。

画面は、次のように遷移します。

画面遷移



i 補足

上の画像では定期報告を例にしています。

【飼養衛生管理点検一覧】画面からは、定期報告だけではなく、任意自己点検と自己点検も確認できます。

3.7.2 飼養衛生管理点検メニューからグラフを参照する

飼養衛生管理点検で、定期報告の比較グラフを参照する手順を説明します。画面は次のように遷移します。

画面遷移



補足

上の画像では定期報告を例にしています。

【飼養衛生管理点検一覧】画面からは、定期報告だけではなく、任意自己点検と自己点検も確認できます。

3.7.3 飼養衛生管理点検メニューから改善報告を参照する

飼養衛生管理点検にて、改善報告を確認する手順を説明します。

画面は、次のように遷移します。

画面遷移



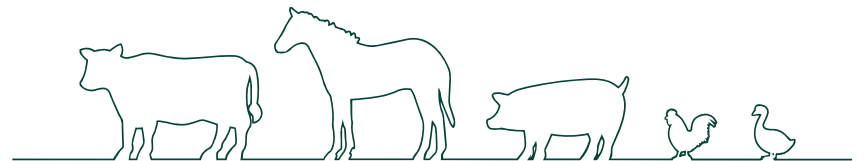
4

商標について



4.1 商標について

…… P.57



4.1 商標について

- iPhone、iPad、Safariは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- iPhone商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。
- iOS商標は、米国Ciscoのライセンスにもとづき使用されています。
- Android、Google Chromeは、Google LLC の商標または登録商標です。
- 本書の本文中では、TM、®マークを省略して記載しています。